

加工事業の分割認可申請書におけるコメントリスト

三菱原子燃料株式会社

No.	NRAコメント	MNF回答
230111-01	本文 4. 分割の方法及び条件は、加工の事業のみに限定して説明すること。また、「一切」は、法令用語を用いた表現で説明すること。	4. 分割の方法及び条件は、以下の通りです。 吸収分割であり、三菱原子燃料株式会社が吸収分割会社で、MHI原子燃料株式会社が吸収分割承継会社である。なお、MHI原子燃料株式会社が本吸収分割を行う為に新たに設立した準備会社であり、以下の点を吸収分割後の条件として加工事業に関する 全部 を三菱原子燃料株式会社より承継を行う。
230111-02	本文 4. (1)は、炉規法 1 4 条の一を引用した表現で説明すること。	4. (1)は、以下の通りです。 (1)重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること
230111-03	表紙と本文のタイトルを統一すること。	コメントNo. 230117-01に回答の通り、表紙は削除します。タイトルは「三菱原子燃料株式会社とMHI原子燃料株式会社との分割認可申請書」とします。
230111-04	添付資料六 4. (1)資金計画の記載振りが現行事業許可と異なるので、理由を説明してください。また、4. (1)と(2)の収支の対比についても説明してください。	面談説明資料 (MSR-22-053)にて説明しました。
230111-05	別添 1 継承を承継に合わせること。	継承を全て承継にします。
230117-01	表紙は不要では。	表紙は削除します。
230117-02	本文 4. 及び5. は加工の事業のみに限定して説明すること。また、5. で、財務基盤の健全化と安定した収益について、並列して説明すること。	4. 分割の方法及び条件は、コメントNo. 230111-01に回答の通りとします。 5. 分割の理由は、以下の通りです。 本吸収分割は加工の事業における財務基盤を健全化するために行う。加工の事業に特化したスリムな体制をMHI原子燃料株式会社にて構築することで、加工事業者として安定的な収益を確保し、継続的な安全対策への取組みを強化する。
230117-03	本文 7. 品質管理体制については骨子だけを説明し、詳細は別添にて説明すること。その上で必要に応じて補足を説明すること。	7. は、以下の通りです。 MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を変更することなく承継する。なお、MHI原子燃料株式会社が行う加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を別添1*及び添付書類7に示す。 *別添1を削除したため、別添2の番号を1に繰り上げている。
230117-04	別添1 技術的能力について、事業許可では主たる技術者の履歴を記載している。それに合わせた形で説明すること。	コメントNo. 230119-02に回答の通り、添付書類七にて事業許可と同様に、主たる技術者の履歴を説明します。
230117-05	別添1 1. (2)の技術者の確保について、問題ない理由を説明すること。	技術者の確保は、以下の通りです。 吸収分割後のMHI原子燃料株式会社における技術者の総数は、吸収分割を予定する令和5年3月15日時点で119名となる見通しである。これら技術者の専攻の内訳は、原子力、化学、金属、機械、電気等であり、 加工の事業の遂行に必要な分野を網羅する。 ――表は省略―― 上表における技術者数にて、三菱原子燃料株式会社は、設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務を遂行しており、MHI原子燃料株式会社は、これら技術者を全部承継することにより加工の事業に必要な技術者数を確保する。 なお、現事業許可(平成29年11月1日付け原規規発第1711011号にて許可)に示した技術者数からの増減は、加工の事業に関わらない技術者、退職者及び新規採用者の異動によるものである。 有資格者数は、吸収分割を予定する令和5年3月15日時点で核燃料取扱主任者は10人、第1種放射線取扱主任者は14人となる見通しである。今後とも加工事業の遂行に必要な要員を維持するため、必要な技術者を定期採用等により確保すると共に、有資格者を継続的に確保する為、教育、訓練、講習等の必要な支援を行う。
230117-06	別添1 1. (3)の技術的経験について、使用前確認を取得した事実のみ記載されているので、経験した内容として説明すること。	技術的経験は、以下の通りです。 三菱原子燃料株式会社は、昭和47年より再転換加工及び成形・組立加工を行う加工事業の許可を受け、加工事業の基礎である加圧水型原子力発電用の燃料集合体を製造するための加工施設の設計及び建設並びに運転及び保守の業務を長年に渡り実施している。これに加えて、平成25年に施行された新規基準に適合すべく、各種安全対策に関する設計、工事、検査を行い令和4年8月に使用前検査合格証及び使用前確認証を取得した経験を有しており、 加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る経験を具備している。 MHI原子燃料株式会社は、これらを全部承継することにより必要な経験を具備する。

No.	NRAコメント	MNF回答
230117-07	別添1 2. 経理的基礎の説明で、三菱原子燃料から承継する資産と、添付書類二とのつながりを説明すること。 また、MHI原子燃料は承継完了したときにどうなるのか説明すること。	添付書類二とのつながりと承継完了したときは、以下の通りです。
230117-08	添付書類三 事業概要の説明は、現に行っている事業についての概要なので、MHI原子燃料が現在行っている事業を説明すること。	添付書類三の事業概要は、以下の通りです。 <u>原子炉用核燃料及び関連製品の製造、調達及び輸送の事業全部を承継するための準備会社であるため、現に行っている事業はない。</u>
230117-09	別添1 技術的能力の説明は、三菱原子燃料からMHI原子燃料に全部承継していることを明確に説明すること。	技術的能力の説明は、以下の通りです。 ・組織： <u>MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織の全部を承継する。</u> ・技術者の確保：コメントNo. 230117-05に回答の通り。 ・経験：コメントNo. 230117-06に回答の通り。 ・品質保証活動： <u>MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動を行う体制の全部を承継する。</u> ・教育・訓練： <u>MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の技術者に対する教育・訓練を行う方針の全部を承継する。</u> ・有資格者等の選任・配置： <u>MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の有資格者等の選任・配置の方針の全部を承継する。</u>
230119-01	本文4. 分割の方法及び条件に15条の許可の欠格条項に関する内容を追加で説明すること。また、経理的基礎は添付書類で説明すること。	4. は、以下の通りです。 吸収分割であり、三菱原子燃料株式会社が吸収分割会社で、MHI原子燃料株式会社が吸収分割承継会社である。なお、MHI原子燃料株式会社は本吸収分割を行う為に新たに設立した準備会社であり、以下の点を吸収分割後の条件として加工事業に関する <u>全部</u> を三菱原子燃料株式会社より承継を行う。 <u>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること</u> <u>(2) 加工の事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること</u> <u>(3) 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること</u> <u>(4) (許可の欠格条項) 法第十五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないこと</u> MHI原子燃料株式会社がこれらの条件を満たしていることについては、技術的能力は添付書類七に、経理的基礎は添付書類二及び添付書類六に、品質管理体制は後述の7項に、 <u>許可の欠格条項は添付書類五に示す。</u>
230119-02	別添1は添付書類で説明すること。また、添付書類7 3. は技術的能力の内容なので添付書類七の2部目で説明すること。	添付書類七の構成は、以下の通りです。 <u>1. 概要</u> <u>2. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</u> <u>※「なお、組織以外の技術的能力に係る項目については、補足資料1に示す。」と追記</u> <u>3. 設計及び工事等の活動に係る品質管理の方法等 (3. は補足資料1に移動。4. →3. に繰り上げ)</u> <u>補足資料1: 「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力に関する説明」</u> <u>1. 概要</u> <u>2. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</u> <u>3. 承継後の事業者が持つ技術的経験について</u> <u>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動</u> <u>5. 技術者に対する教育・訓練</u> <u>6. 有資格者等の選任・配置</u> <u>7. 重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</u> <u>8. 承継後の主たる技術者の履歴</u>
230119-03	添付書類四に定款の要求がある。添付書類二を参照する説明とすること。	添付書類四を「 <u>定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴</u> 」とし、定款は添付書類二を参照します。
230119-04	添付書類二 財務目録を財産目録とすること。また、同表ご参照という言葉に適正化すること。	添付書類二の説明は、以下の通りです。 財産は <u>現金及び預金のみであり、財産目録は同表を参照。</u>
230119-05	添付書類六 項目名を法令用語を用いた表現で説明すること。	添付書類六の項目名は、以下の通りです。 2. 分割の日以後5年内の日を含む毎事業年度における製品の種類の予定加工数量 4. 分割の日以後5年内の日を含む毎事業年度における加工の事業の資金計画及び事業の収支見積り 5. 分割の日以後5年内の日を含む毎事業年度における加工に要する核燃料物質の種類の数量及びその取得計画

No.	NRAコメント	MNF回答
230124-01	添付書類六の4.(1)資金計画で、令和4年度は3/15～31の期間におけるMHI原子燃料の資金計画を説明すること。	添付書類六の令和4年度(3/15～31の期間)のMHI原子燃料の資金計画は、以下の通りです。 合わせて2.(2)、4.(2)、5.(1)の令和4年度の記載もMHI原子燃料のみの説明にします。
230124-02	添付書類六において、 <input type="text"/> と資本金増減の関係の詳細を説明すること。	資金計画の記載をMHI原子燃料のみに変更した結果、三菱原子燃料への <input type="text"/> は資金計画の対象外であり、添付書類六の4.(1)の注釈より削除します。また、補足説明資料(MSR-22-056)にて、三菱原子燃料からMHI原子燃料に <input type="text"/> を分割する旨を説明します。
230124-03	添付書類六の予定加工規模の設定の考え方を補足説明資料で説明すること。	
230124-04	別添1 1.(2)技術者の確保において、従来許可では加工事業以外の人員もカウントしていて、その人員の分が減ることについての説明をすること。	コメントNo. 230117-05に回答の通りとします。
230124-05	吸収分割の効力発生日に三菱重工株式会社の子会社となることを明確に説明すること。	記載箇所及び内容については現在検討中です。

注記：

資料中部は商業機密に係る情報に該当するため、公開不可と致します。